

紙おむつ等定額利用サービス事業者募集要項

大阪市こども青少年局
幼保施策部 保育所運営課
令和6年11月

1 趣旨

大阪市立保育所（公設置公営）において、保護者負担の軽減等を目的として、紙おむつ等定額利用サービス業務事業者の募集について、この要項に定める。

2 募集に関する事項

(1) 仕様について

別紙「大阪市立保育所（公設置公営）における紙おむつ等定額利用サービス業務仕様書」のとおり

(2) 事業実施期間

令和7年4月1日（火）から令和10年3月31日（金）まで

3 参加資格要件

本募集に参加できるものは次のすべての要件を満たすものとする。ただし、(2)(3)についてはいずれか一方に該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度大阪市入札参加有資格者名簿（委託）・（物品）のいずれかに登録されていること。
- (3) 令和4・5・6年度大阪市入札参加有資格者名簿（委託）・（物品）のいずれにも登録されていない者については、令和6年1月1日現在、引き続いて1年以上営業を行っており、かつ納税義務者にあつては、直近2箇年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税（土地・家屋、償却資産）を完納していること。（ただし、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置を受けている場合は、この限りではない。）
- (4) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (5) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置も該当しないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (7) 公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (8) 紙おむつ及びおしりふきを月額定額制で提供し、利用者から直接支払いを受ける事業について1施設以上の導入実績を有するものであること。

4 選定までのスケジュール（予定）

スケジュール	日程
募集開始日（募集要項等の配布）	令和6年11月1日（金）
質問受付締切日	令和6年11月11日（月）17時まで
質問に対する回答日	令和6年11月18日（月）

提出書類受付締切日	令和6年12月2日（月）17時必着
選定結果の通知日	令和6年12月20日（金）
覚書締結	令和7年1月上旬

5 質問の受付及び回答

提出書類の作成に関して質問がある場合は、下記にて受付及び回答を行う。

(1) 受付方法

電子メールによる受付とする。連絡の際は、メール件名を「紙おむつ等定額利用者サービス業務に関する質問」とし、本文に「事業者名」「担当者名」「所属・役職等」「電話番号」「メールアドレス」を明記の上、後記「10 担当者」まで連絡すること。

(2) 受付期間

令和6年11月1日（金）から令和6年12月2日（月）17時まで

(3) 質問に関する回答

令和6年11月18日（月）に、大阪市ホームページにおいて掲載する。

6 参加申し込み

本募集への参加希望者は以下の書類を提出すること。参加申請書の提出により、前記「3 参加資格要件」を満たすことを誓約したものとみなす。

(1) 提出書類

ア 応募申込書（第1号様式）

イ 業務実績調書（第2号様式）

ウ 取扱銘柄調書（第3号様式）

エ 見積書

見積金額は1契約あたりの月額料金を記入すること。

オ 令和4・5・6年度大阪市入札参加有資格者名簿（委託）・（物品）のいずれにも登録されていない者については、以下の書類を1部提出すること。

- ・ 登記事項証明書（ただし、法人の場合のみ。現在事項証明書、全部事項証明書のいずれでも可。提出前3箇月以内に発行されたもの、最新の情報を反映したもの：写し可）又は任意団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約

- ・ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（提出日前3箇月以内に発行されたもの：写し可）（税務署の様式その3、その3の2、その3の3、その1のいずれかの様式で提出すること。ただし、様式その1により提出する場合は、直近2箇年分の納税が確認できること。）ただし、非課税で本証明書が提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提

出すること。

- ・ 直近2箇年の市町村民税及び固定資産税（土地・家屋、償却資産）の納税証明書（提出日前3箇月以内に発行されたもの：写し可）ただし、営業が2年未満の者もしくは非課税で本証明書が2箇年分提出できない場合は、その旨記載した理由書を提出すること。

(2) 提出先

後記「10 担当者」まで

(3) 提出期間

令和6年11月1日（金）から12月2日（月）17時まで

(4) 提出方法

送付または持参で提出すること。なお、書留等の配達記録が残る方法にて、提出期間内に必着とする。また、送付した旨を後記「10 担当者」まで電話連絡し、到着確認をすること。

(5) 応募の無効

次の各号のいずれかに該当する応募は、無効とする。

- ア 参加資格がない者が行った応募。
- イ 所定の日時まで所定の場所に提出されない応募。
- ウ 見積書及び応募申込書（第1号様式）の見積金額に記載がないまたは、その記載が不明瞭な応募。
- エ 見積書の金額の表示を改ざんし、又は訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による応募。
- オ 見積書に記名・押印のない応募。
- カ 本案件に対し2通以上の見積りをした応募。
- キ 参加申し込みに関し妨害又は不正の行為を行ったと認められる者の応募。
- ク 参加申し込み後決定までに、参加者（参加申請者が共同企業体の場合はその構成員を含む。）が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、参加資格を有しない者のした見積りとみなし、無効とする。
- ケ 前各号のほか、仕様書等の公告時において指定した見積条件に違反した見積り。

7 選定方法

(1) 審査の種類

公募により決定する。応募者が複数の場合、最低の価格での応募者を採用する。最低価格が同額の応募者が複数いる場合は、抽選とする。

- ア 書類審査を行い「3 参加資格要件」等を満たさない項目がある場合は失格と

する。

イ アの条件を満たし者の中から、最低価格をもって有効な見積を行った事業者を選定する。

ウ イにおいて、同価の見積りをしたものが、2者以上あるときは、当該見積者にくじを引かせて契約の相手方を決定するものとする。この場合において、当該見積者のうちくじを引かない者があるとき、こども青少年局は、その者に代わり当該案件の発注に関係のない本市職員をしてくじを引かせるものとする。

(2) 選定に関するスケジュール

前記「4 選定までのスケジュール（予定）」に示すとおり

(3) 選定結果

選定結果については、本募集に参加したすべての事業者に通知する。

8 覚書の締結

(1) 覚書の締結

ア 選定された事業者と本市において覚書を締結する。この場合、選定された事業者は、速やかに覚書が締結できるよう手続きを進めなければならない。

イ 選定された事業者が、覚書締結までの間に、前記「3 参加資格要件」のいずれかに該当なくなった場合、または該当していないことが判明した場合、及び提出書類に虚偽があった場合は、事業者の決定を取り消し、その者とは覚書を締結しない。

ウ 選定された事業者との覚書の締結が成立しなかった場合は、見積価格が次に低い事業者と覚書を締結するものとする。

(2) 覚書金額

提出された見積書の金額とする。

(3) 取扱銘柄

提出された取扱銘柄調書（第3号様式）に記載の銘柄とする。

9 留意事項

提出書類は、いかなる理由を問わず返却しないものとし、本市の定める保存期間満了後、本市の責においてすべて処分するものとする。また、本市はこれを本選定以外では使用しない。なお、提出書類や審査結果（不採用となった事業者の名称を含む。）は「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）に基づき、非公開情報を除き情報公開の対象となる。

10 担当者

〒550-0012 大阪市西区立売堀4丁目10番18号 阿波座センタービル4階

大阪市こども青少年局幼保施策部保育所運営課

TEL 06-6684-9345 (直通)

FAX 06-6684-9184

E-mail fb0011@city.osaka.lg.jp